

[事案 29-295] 契約無効請求

・平成 30 年 10 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

契約乗換えの際に、保険料の支払いが重複することについて説明されていなかったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 4 月に他社の医療保険から医療保険に乗り換えたものの、2 つの契約が重複し、保険料を 2 契約分支払うこととなったため、6 月に本契約を解約したが、以下の理由により、本契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金との差額を返還してほしい。

- (1)乗換えの前後で、保険料を 2 契約分重複して支払うことがないことを、契約の条件として提示した。
- (2)募集人から、保険料を重複して支払わなければならない可能性があることの説明はなかった。
- (3)募集人からクーリング・オフの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、ご契約のしおり等を用いて、申立人に本契約の重要事項を説明している。
- (2)代理店が作成した申込み前の同意」には、保険料の支払いが重複する可能性がある点についての質問事項にチェックがなされたうえで、申立人が署名している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が説明義務に違反していたとは認められないが、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人は、本契約を継続する意思がない旨の書面を解約より前の平成 29 年 5 月に保険会社に送付している。
- (2)代理店では、契約が成立することが判明した時点で、その旨を契約者に連絡することとしていたが、申立人に対しては連絡がなされていなかった可能性が高く、代理店の対応が必ずしも適切でなかったことが、紛争の一因となった可能性は否定できない。